

第 6 回 特定保健用食品公正取引協議会広告審査会 審査結果

1. 日 時
2025 年 7 月 24 日（木） 13：00～17：00
2. 場 所
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3 階会議室（Web 併用）
3. 審査対象
広告実施期間 2024 年 7 月～2025 年 2 月（8 か月間）
4. 対象件数
52 件
（内訳）LP（ランディングページ）18 件、動画（TVCM 等）25 件、紙面媒体（新聞等）9 件
5. 審査要領
外部専門家（第三者委員）4 名と特定保健用食品公正取引協議会（以下協議会）会員企業のメンバーで構成された広告研究会の代表 3 名で構成し、協議会会員企業が出稿した広告と、会員外の広告について、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」および関連法規への適合性を確認した。

6. 審査結果

判定 媒体	A	B	C	適正	推奨	一部推奨	合計
LP（ランディングページ）	1 (1)	5 (5)	2 (1)	7	0	3 (1)	18 (8)
動画（TVCM 等）	0	2	1	19	0	3	25
紙面媒体（新聞等）	0	0	1	8	0	0	9
合計	1 (1)	7(5)	4 (1)	34	0	6	52 (8)
会社数と商品数	1 (1)社 1 (1)商品	5(4)社 5(4)商品	4 (1)社 4 (1)商品	15 社 16 商品	0	5 (1)社 5 (1)商品	24 (7)社 26 (7)商品

- * LP（18 件）について会員外（7 社）のものを含めて審査対象とした。
（ ）内は、会員外の数。
- * 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促す。
- * 推奨、一部推奨については、当該企業に連絡し、HP 等で広く公表する。

注）〈審査基準〉

- ・ A 判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」
（令和 4 年 10 月 12 日）に著しく抵触するものおよび虚偽、特定保健用食品の許可範囲を超える表現など。
- ・ B 判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」
（令和 4 年 10 月 12 日）に抵触するもの。

・ C 判定

「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）に抵触するおそれのあるものおよび消費者に誤認を与えるおそれのあるもの。

・ 適正

上記 A～C に該当しないもの

・ 推奨

「適正」なもののうち、特に、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされているもの。

・ 一部推奨

「適正」なもののうち、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされている表現を含むもの。

【関連法規等】

健康増進法、景品表示法、「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（令和 6 年 4 月 1 日 消食表第 276 号 消費者庁食品表示課長通知）。

7. 「特定保健用食品公正取引協議会広告審査会」（第6回）審査概評

特定保健用食品公正取引協議会 委員長
林 功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2025年8月現在で1,032品目が許可・承認されている。

2020年8月に発足した当公取協では、「広告審査会」を設置し、2021年8月に第1回を開催した。今回は第6回目であるが、広告表示の適正化のみでなく、推奨すべき広告表示についても広く周知することで、より一層のトクホの広告表示の向上を目指している。

第6回「広告審査会」は、2025年7月24日に開催され、会員外8件を含む広告、LP（ランディングページ）、動画（TVCM等）、紙面媒体（新聞等）の52件について審査を行った。

審査結果については下記の通りであるが、6件の広告が、消費者にわかりやすい広告表現が広く行われることを目指して設けた審査基準「一部推奨」と判定され、また、会員外の広告が初めてA判となった。

【審査結果と主な指摘事項】

- 「A」判定1件
 - ・「血糖値を上げにくい性質があります・血糖値が上がりにくい」、「カルシウム・ミネラルの吸収を助けます」、「有害物→早く体外へ」などの表現は、許可表示内容を逸脱している。
- 「B」判定7件
 - ・ヒト試験結果のグラフにおいて、試験の詳細（実施期間、対象者、人数など）を記載すること。
 - ・許可表示、バランス文言は、記載すること。また、許可を受けた表示について「許可表示」と明記した上で許可表示の文言を記載する必要がある。
 - ・LPにトクホ3要件の記載はあるが、15秒以上の長さのある動画の場合はTVCMと同様に動画内に3要件を入れる時間的余裕があるので、入れること。
 - ・「必ず全部すっきり出す」は効果を保証しているのではないか。
 - ・「疾病の予防に適するなどの保健の用途」との記載は、トクホの誤認に繋がる。特に疾病についてふれるとトクホの範疇を超える。
 - ・商品レビューでの一日摂取目安量が、許可された用量と違う。
- 「C」判定4件
 - ・どのような人を試験対象にしたか、属性などを明確に記載した方が良い。
 - ・有効性や安全性評価試験の対象者になっていないので、「妊婦・産後ママ」はお薦めの対象にしない方がよい。
 - ・ヒト試験結果のグラフの注釈等が小さすぎて読めない。
 - ・「日本人間ドック健診協会推薦」について「お墨付き」とコメントするのは保証しているように捉えられかねない。推薦までで留めておく。
- 一部推奨6件
 - ・正常高値血圧値を長時間表示して、対象者を分かりやすく説明し、減塩と運動についても訴求している。また、「1日1本」と摂取量を分かりやすく明示している。
 - ・適度な運動とバランスの取れた食事を出して、その後に商品の摂取を進めている。
 - ・「比較試験」に関連して「プラセボ」についての説明があり、消費者に分かりやすく情報を伝えている。このような情報提供については企業の良心を感じる。

・「許可表示」と「バランス文言」がページ中で繰り返し表示されている。

適合性に疑問があると判定された広告について、当公取協から当該企業に連絡し、検討・改善をお願いするとともに、公取協会員等にも会社名、商品名等を伏せた上で周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

また、「一部推奨」についても、当該企業に連絡するとともに、ホームページ等で広く公表し、消費者にとってわかりやすい広告の作成に役立てて欲しい。

公正競争規約に基づき事業者間の公正な競争を確保するとともに、消費者に定着したトクホ制度をより健全に維持、発展させるため、関連企業においては、トクホ個々の商品が、消費者にとって正しく理解でき、より魅力あるものとして選択されるよう、適正な広告・表示について、より一層ご尽力いただきたい。

以上